

参加チーム募集 第10回市民ナイターソフトボール大会

- 期間 9月1日(日)～(日・月曜日、祝日を除く日)
- 時間 18時45分～
- 場所 伊佐公園グラウンド
- 種別
 - 一般の部
 - ・ 29歳以下 3人
 - ・ 30歳代 3人
 - ・ 40歳代 2人
 - ・ 50歳以上 1人
(年齢の繰下げ可)
 補員は出場時の年齢構成を守れば特に制限はない
女性は年齢を問わない
(投手は不可)
 - 女子の部 特に制限なし(一般の部、壮年の部と重複して出場できる)
 - 壮年の部 48歳以上(一般の部と重複して出場できる)
- 出場資格 市内在住・在勤で、チーム編成に制限なし(小・中学生、高校生を除く)
- 試合方法 1試合5回戦とし、50分経過後は次のイニングに入らない
ウインドミル投法、スリングショット投法は禁止
- 参加費 一般の部 4,000円
女子の部 3,000円
壮年の部 3,500円
- 申込 8月22日(日)までに参加費を添えて美祢スポーツセンター、美東センター又は、秋吉公民館までお申込みください。
- 抽選会・開会式 8月28日(日)18時30分～美祢スポーツセンター
- 問い合わせ先 生涯学習スポーツ推進課
【☎0837(52)5261】

2017美祢ランタンナイトフェスティバル出店者・出演者

- 今年も、美祢市最大級のイベント「美祢ランタンナイトフェスティバル」を開催いたします。
- そこで、「美祢ランタンナイトフェスティバル」を一緒に盛り上げてくださる、市内出店者及びステージイベントの出演者を募集します。
- 日時 9月23日(日)
※雨天決行(荒天は協議により決定)
 - 場所 美祢市伊佐川河川公園(美祢さくら公園)
 - 主催 美祢ランタンナイトフェスティバル実行委員会

- 応募方法 下記問い合わせ先にご連絡いただき、「出店名」若しくは「出演者名」「連絡先」をお知らせください。また、詳細・出店者会議については、8月下旬にお知らせします。
- 募集締切
 - ・ 出店者：8月20日(日)
 - ・ 出演者：8月31日(日)
- 問い合わせ先
(一社)美祢青年会議所事務局
【☎0837(53)1666】
【☎0837(52)1237】
【✉mine-jc@topaz.ocn.ne.jp】

県営住宅入居者

- 応募資格
 - ・ 現在同居又は同居しようとする親族(婚約者、内縁者含む)がある人
 - ・ 住宅に困っていると認められる人
 - ・ 法で定める収入基準に該当している人
 - ・ 申込者、同居又は同居しようとする親族が暴力団員ではない人
- 募集团地
 - 複数家族向け住宅
 - 西下領県営住宅(大嶺町東分・下嶺)
 - ・ 募集戸数 1戸(3DK)
 - 来福台県営住宅(大嶺町東分・来福台5丁目)
 - ・ 募集戸数 1戸(3DK)
- ※ 詳しくは8月1日(日)以降下記問い合わせ先へご連絡ください。
- 募集期間 8月20日(日)～8月31日(日)
(当日消印有効)

- 入居可能予定時期 10月下旬
- 申込書請求・問い合わせ先
(一財)県施設管理財団
宇部支所
〒755-0033
宇部市琴芝町1丁目1-50
県宇部総合庁舎2F
【☎0836(37)0878】



市外在住の人の成人式参加について

- 美祢市成人式を平成30年1月7日(日)に開催します。
- 市外に住んでいる人でも、美祢市成人式に参加することができます。
- なお、市内に住んでいる人については連絡の必要はありません。
- 案内状 進学、就職などで住民登録が市外にある新成人で案内が必要な人については、下記へ連絡をお願いします。
 - 後日、案内状をお送りします。
 - 申込方法 電話、FAX又はメールで申込みをお願いします。
※ FAX、メールの場合は、お名前、住所、連絡先、生年月日を記入してください。
 - 申込締切 8月31日(日)
 - 申込み・問い合わせ先 生涯学習スポーツ推進課
【☎0837(52)5261】
【☎0837(52)2562】
【✉shosupo@city.mine.lg.jp】

美祢市武道館で活動しています

現在、美祢市武道館で主に活動されている団体は、以下のとおりです。「武道に興味がある!」「練習に参加してみたい!」という人は、直接見学に来られるか、下記問い合わせ先までご連絡ください。

団体名(種目)	活動曜日	時間	問合せ先
少林寺	月曜日・木曜日	18時30分～21時	担当:高橋(渡辺) 【☎0837(53)0159】
芦原会館(空手)	火曜日・木曜日	19時～21時	担当:内田 【☎0837(53)0380】
柔道	火曜日	18時～20時	担当:大橋 【☎090(4895)8753】
美峰剣友会(剣道)	水曜日・金曜日	18時～21時	担当:高木 【☎090(2294)9234】
合気道	月曜日	18時30分～20時	担当:吉野 【☎0837(53)1200】 【☎080(5613)2214】

問い合わせ先 生涯学習スポーツ推進課 【☎0837(52)5261】

就職面接会を開催します

ハローワーク宇部の職業相談日に合わせて、就職面接会を開催します。市内企業の魅力を知る良い機会となりますので、ぜひご参加ください。(個別ブースでの面談となります。)

- 日時 8月23日(日)
13時30分～15時30分
- 会場 美祢勤労者総合福祉センター
(サンワーク美祢) 1階
[美祢市大嶺町東分418-8]
- 対象者 現在求職中の人
- 参加料 無料(事前申込不要)

参加企業名	募集職種
秋山建設 株式会社	現場監督員、現場作業員、営業
瀬戸内部品 株式会社 いきいきサポート	訪問介護員

問い合わせ先 商工労働課〔☎0837(52)5224〕
就職相談室〔☎0837(53)2536〕
宇部公共職業安定所(ハローワーク宇部)〔☎0836(31)0164〕

第14回美東病院夏祭り

本年度も患者さんの憩いと、地域との交流を目的に夏祭りを開催します。

- 日時 8月4日(日)18時30分～
- 内容(予定)
ステージ：ダンス、すいか割り
その他：花火、ポップコーン、綿菓子、ヨーヨーつり、パターゴルフ
- ※病院敷地内は駐車規制をしていますので、係員の指示にしたがってください。
- 問い合わせ先 美東病院事務部
〔☎08396(2)0515〕

秋芳中プールを一般に開放します

- 期間 8月8日(日)～8月25日(日)
※月曜日及び8月13日(日)は休みのため、利用できません。
- 時間 10時～16時
(休憩時間12時～13時)
小学生、幼児は、原則として保護者同伴でお願いします。
- 問い合わせ先 秋吉公民館
〔☎0837(62)1924〕

盆期間中のごみ・し尿の収集について

ごみの収集

盆期間中も通常通り収集します。ただし、8月13日(日)の直接持込は受け付けません。

- ※ごみの分別状況が悪いと収集できない場合がありますので、ごみの分別にご協力をお願いします。
- 問い合わせ先
生活環境課
〔☎0837(53)1090〕
美東総合支所総合窓口課
〔☎08396(2)5004〕
秋芳総合支所総合窓口課
〔☎0837(62)1910〕
カルストクリーンセンター
〔☎0837(62)1306〕

し尿の収集

収集業者の盆休み期間のため、8月13日(日)から15日(日)まで、し尿の収集を行いません。お盆までの収集を希望の方は、10日(日)17時までに各事業者へお問い合わせください。

- 問い合わせ先
(有)野村商会
〔☎0837(52)1480〕
(有)美祢清掃センター
〔☎0837(52)0613〕

美祢市立病院「糖尿病教室」

美祢市立病院では、次の日程で糖尿病教室を開催します。

一緒に糖尿病について勉強してみませんか。

- ご参加をお待ちしています。
- 日時・内容
(時間はいずれも14時～15時)
8月7日(日) 糖尿病治療薬の使用上の注意などについて
9月4日(日) 糖尿病患者の運動について
10月2日(日) 糖尿病の検査について知ろう

- 会場 美祢市立病院3階会議室
- 申込み・問い合わせ先
美祢市立病院
(担当：糖尿病看護認定看護師 新谷)
〔☎0837(52)1700〕

健康教室(8月開催)

美東病院では、健康に関してお話をする機会を設けています。

- 日時・内容
(時間はいずれも12時～12時25分)
8月9日(日) MRIを受ける前に
8月23日(日) 大腸の病気について
8月28日(日) 胆のうの病気について
※事前予約不要です。希望日だけ参加することもできます。
- 場所 美東病院総合受付前
- その他 可能な範囲で個別相談もお受けします。
- 問い合わせ先 美東病院事務部
〔☎08396(2)0515〕

農業委員会からのお知らせ

農地の「利用状況調査」(農地パトロール)を行います

遊休農地の実態把握と発生防止、農地の違反転用の早期発見と指導をするため、特に8月を強化月間として、農地の「利用状況調査」を行います。農地をお持ちの人は草刈りなどの適正な管理をお願いします。

この調査の結果、管理されていない農地については、今後の利用について「利用意向調査」を送付しますのでご回答をお願いします。

また、昨年利用意向調査で意向どおりに実施されているかも確認し、実施されていない場合や意向調査未回答の場合は、11月末までに土地所有者と農地中間管理機構との協議勧告(農業振興地域のみ)を行うようになります。

この場合、平成30年度の固定資産税の課税強化の対象になりますのでご注意ください。

皆さんの農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地を転用するには農業委員会の許可が必要です

自分の所有する農地であってもソーラーパネルの設置や宅地・植林・残土捨て場などに転用や売却、貸借する場合には「農地法」に基づく許可等が必要です。※違反転用に対する法人への罰金は1億円以下です。

また、農地を相続した場合、農地の所在する農業委員会に届出が必要です。

詳しくはお近くの農業委員、農業委員会事務局までお問い合わせください。

- 問い合わせ先
農業委員会事務局
〔☎0837(52)5241〕